

令和6年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第10報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和6年12月27日 保医発1227第2号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・令和6年12月27日 保医発1227第4号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早421		上から8行目	<p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～163 (略)</p> <p>164 椎体形成用材料セット</p> <p>注 ア (略)</p> <p>イ 当該材料セットは、<u>骨粗鬆症、多発性骨髄腫又は転移性骨腫瘍に対して使用した場合に、1回の手術で3セットを限度として算定できる。なお、続発性骨粗鬆症に対して使用する場合は、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p>ウ <u>骨粗鬆症に対して、1回の手術で2セット以上使用した場合は、医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p>165～230 (略)</p>	<p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～163 (略)</p> <p>164 椎体形成用材料セット</p> <p>注 ア (略)</p> <p>イ 当該材料セットは、<u>原発性骨粗鬆症による場合は1回の手術に対し1セットを、多発性骨髄腫又は転移性骨腫瘍による場合は3セットを限度として算定する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>165～230 (略)</p>	<p>字句訂正</p> <p>字句挿入</p>
564	右	下から5行目	<p>D006-18 BRCA1/2遺伝子検査</p> <p>(1) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発の進行卵巣癌患者、<u>転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は転移性、再発若しくはHER2陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者の腫瘍細胞を</u>検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>D006-18 BRCA1/2遺伝子検査</p> <p>(1) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発の進行卵巣癌患者 <u>又は</u> 転移性去勢抵抗性前立腺癌患者の腫瘍細胞を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>字句挿入</p>
635	右	下から10行目	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(38) (略)</p> <p><u>(39) マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイムPCR法により測定した場合に、本区分の「12」の腫トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。</u></p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(38) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>字句挿入</p>

			<p><u>ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合。</u></p> <p><u>イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目的として行った場合。</u></p>		
693	右	下から17行目	<p>D285 認知機能検査その他の心理検査</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 「D285」認知機能検査その他の心理検査の「1」の「イ」の簡易なものとは、MAS不安尺度、MEDE多面的初期認知症判定検査、AQ日本語版、日本語版LSAS-J、M-CHAT、長谷川式知能評価スケール、MMSE <u>及び神経心理検査用プログラム(視線の情報を連続的に収集し神経心理検査を行うもの)を用いる検査</u>のことをいい、「ロ」のその他のものとは、CAS不安測定検査、SDSうつ性自己評価尺度、CES-Dうつ病(抑うつ状態)自己評価尺度、HDRSハミルトンうつ病症状評価尺度、STAI状態・特性不安検査、POMS、POMS2、IES-R、PDS、TK式診断的新親子関係検査、CMI健康調査票、GHQ精神健康評価票、ブルドン抹消検査、WHOQOL26、COGNISTAT、SIB、Coghealth(医師、看護師又は公認心理師が検査に立ち会った場合に限る。)、NPI、BEHAVE-AD、音読検査(特異的読字障害を対象にしたものに限る。)、WURS、MCMI-II、MOCI邦訳版、DES-II、EAT-26、STAI-C状態・特性不安検査(児童用)、DSRS-C、前頭葉評価バッテリー、ストループレテスト、MoCA-J及びClinicalDementia Rating(CDR)のことをいう。</p> <p>(11)～(15) (略)</p>	<p>D285 認知機能検査その他の心理検査</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 「D285」認知機能検査その他の心理検査の「1」の「イ」の簡易なものとは、MAS不安尺度、MEDE多面的初期認知症判定検査、AQ日本語版、日本語版LSAS-J、M-CHAT、長谷川式知能評価スケール <u>及び</u>MMSEのことをいい、「ロ」のその他のものとは、CAS不安測定検査、SDSうつ性自己評価尺度、CES-Dうつ病(抑うつ状態)自己評価尺度、HDRSハミルトンうつ病症状評価尺度、STAI状態・特性不安検査、POMS、POMS2、IES-R、PDS、TK式診断的新親子関係検査、CMI健康調査票、GHQ精神健康評価票、ブルドン抹消検査、WHOQOL26、COGNISTAT、SIB、Coghealth(医師、看護師又は公認心理師が検査に立ち会った場合に限る。)、NPI、BEHAVE-AD、音読検査(特異的読字障害を対象にしたものに限る。)、WURS、MCMI-II、MOCI邦訳版、DES-II、EAT-26、STAI-C状態・特性不安検査(児童用)、DSRS-C、前頭葉評価バッテリー、ストループレテスト、MoCA-J及びClinicalDementia Rating(CDR)のことをいう。</p> <p>(11)～(15) (略)</p>	字句挿入
1248	右	下から16行目	<p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) p16タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)が疑われる患者であって、HE染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対してHQリンカーを用いて免疫染色病理標本作製を行った場合に、本区分の「1」エストロゲンレセプターを準用して算定する。</u></p>	<p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入